

米国関税の影響を受けている又は
米国関税の影響を受ける見込みの中小企業者等の方へ



米国関税緊急対策資金

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、米国関税措置に係る取引先の減産、受注の減少等の影響を受けている又は受ける見込みであるもの	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資限度額	1億円	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.3%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.5%以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
		営業状況調書（別記様式第10-5号） ※営業状況調書には、申込企業様の米国関税の影響による経営悪化（又は悪化見込み）の具体的状況を御記載いただきます。
申込先 (県制度融資 取扱金融機関)	銀行	三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行
	信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
	信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
	政府系金融機関	商工組合中央金庫

お問い合わせ

上記の県制度融資取扱金融機関
または、栃木県 産業労働観光部 経営支援課金融担当
TEL：028-623-3181
mail：keiei@pref.tochigi.lg.jp



栃木県
制度融資ホームページ
(栃木県経営支援課)

